

政治活動事務所用看板の証票交付について

宮城県選挙管理委員会

○証票について

公職の候補者やその後援団体などが政治活動のために使用する事務所に、当該候補者の氏名や氏名類推事項あるいは当該団体の名称を記載した立札や看板を掲示する場合には、その選挙を管理する選挙管理委員会が交付する証票を貼り付ける必要がある。

宮城県選挙管理委員会では、「衆議院議員（小選挙区選出）」、「参議院議員（宮城県選挙区選出）」、「宮城県議会議員」、「宮城県知事」に関する証票を交付している。

1 交付できる証票の枚数

公職の種類	候補者・後援団体等の別	交付枚数
衆議院議員（小選挙区選出）	候補者等	10
	後援団体	15
参議院議員（宮城県選挙区選出）	候補者等	14
	後援団体	21
宮城県議会議員	候補者等	6
	後援団体	6
宮城県知事	候補者等	14
	後援団体	21

2 掲示できる枚数

ひとつの政治活動用事務所に掲示できる立札および看板の類は、通じて2枚以内（公職選挙法第143条第16項第1号）。

※通じて2枚というのは、立札、看板の類を合わせて2枚ということである。

3 掲示できる場所

立札および看板の類は、「政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」掲示しなければならない（公職選挙法第143条第16項第1号）。

※政治活動用事務所から相当離れた場所に掲示することや、政治活動用事務所の存在しない駐車場、田畑等に掲示することは禁止されている。

4 大きさ

縦：150センチメートル、横：40センチメートル以内（公職選挙法第143条第17項）

(1) 立札、看板の類の規格は、字句の記載される部分のみではなく、その下に足が付いている等の場合は、その足の部分等も含まれる。

(2) この縦、横とは、単に二辺の長さを制限したものに過ぎないので、横にして使用することも自由である。

5 設置場所の異動

証票交付後に、立札及び看板の類の設置場所を異動する場合は、異動届出書の提出が必要である。

6 証票の紛失・汚損・破損、再交付

紛失・汚損・破損等をした場合は、表示票無効届を提出し、改めて交付申請を行う必要がある。

7 罰則

立札及び看板の類の大きさ又は掲示場所など公職選挙法違反があった場合は、2年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処されることがある（公職選挙法第243条）。